

教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 平成30年12月13日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階603会議室
- 3 事 件

議案第120号 三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例(案)

議案第130号 三次市ひとり親家庭等医療費支給条例及び三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例(案)

- 4 出席委員 桑田典章, 黒木靖治, 竹原孝剛, 保実 治, 横光春市, 弓掛 元
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員

高岡副市長

【福祉保健部】森本福祉保健部長, 渡邊社会福祉課長, 小原社会福祉係長, 影山障害者福祉係長

【市民部】稲倉市民部長, 才田市民課長, 大原保険年金係長, 樽岡収納課付係長

【子育て・女性支援部】松長子育て・女性支援部長, 坂田女性活躍支援課長, 藤田育児支援係長

- 7 議 事

○桑田委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は6名でございます。全員出席ですので、委員会は成立しております。お諮りいたします。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合、これを許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。

次に、本日の日程及び審査の方法につきまして、タブレットの教育民生常任委員会、平成30年12月定例会のフォルダーの審査順にありますように、まず連合審査による議案1件、福祉保健部に係る議案1件、そして子育て・女性支援部及び市民部に係る議案1件について、提案説明を受け、質疑をお願いしたいと思います。その後、議案の採決、委員長報告の意見集約等を行っていただきたいと思っております。

審査の進み具合にもよりますが、予定では午後から所管事務調査として、教育委員会所管の通級学級指導教室の取組及び八次中学校、三次中学校のトイレの状況について調査を行いたいと思っております。トイレの状況は、現地調査を実施したいと思っております。

以上の日程で進めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 では、そのように進めさせていただきます。

それでは、まず連合審査会の開催について御協議をお願いしたいと思います。

議案第132号、三次市総合計画の見直しについてなんですが、総務常任委員会に付託されておりますが、教育民生常任委員会と産業建設常任委員会の所管事項に関するものでもあり、本日、午前10時10分ごろから連合審査会を開催したい旨、総務常任委員長から申し出がございました。本件は議会運営委員会でも確認された事項でもございます。

お諮りいたします。

議案第132号についての連合審査会の開会に同意してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、そのように決定し、同意書を提出させていただきますので、それでは議場のほうにお集まりをいただきたいと思っております。それが済んだ後、またこちらのほうへ戻っていただいて再開します。

○桑田委員長 それでは、連合審査会、お疲れ様でした。これより教育民生常任委員会に付託された議案審査に移ります。

まず、議案第120号、三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例(案)を審査したいと思います。

提案理由の説明をお願いします。

森本福祉保健部長。

○森本福祉保健部長 皆様、おはようございます。それでは、議案第120号、三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例(案)について御説明申し上げます。

手話と申しますのは、手や指、体などの動きや顔の表情を使う、独自の語彙、また文法体系をもつ言語でございます。手話を使う聾者にとって、私たちの音声言語と同様に、大切な情報とコミュニケーション手段でございますけれども、国内においては、その使用について禁止されていた歴史がございます。

しかしながら、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語を言語と認める障害者の権利に関する条例、これが平成18年12月に国連に採択されました。また、日本でも平成26年1月20日、それに並行する形で平成23年8月に障害者基本法が改正され、手話が言語に含まれることが明記されました。ちなみに、三次市議会におかれましても、これらの動きを受けて、平成26年3月定例会におきまして、手話言語法の制定を求める意見書を全会一致で採択されておるところでございます。

この条例案は、これらの動きを受けて、三次市として手話を言語として認めた上でその普及を図るとともに、手話を含む障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用を促進することにより、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重しながら共生する地域社会の構築に資することを目的として、基本的な事項を定めようとするものです。

なお、関連する条例の他自治体の取組状況でございますが、全国的には道府県を含み197団体、中国地方では1県を含む11団体、広島県内では福山市、廿日市市が制定済みでございます。

このうち、本条例案と同様に、手話言語の普及だけでなく、その他のコミュニケーション手段に関して定めたものは、全国で20自治体、中国地方では2自治体、広島県内では廿日市市に次ぐ2自治体目となります。

それでは、内容を説明いたします。条例案は12条建てとしてございます。第1条では、先ほど申し上げた目的を、第2条ではこの条例案である手話用語の定義を取りまとめてございます。次のページでございますが、第3条、基本理念では、1、障害者と障害者以外の者が相互に違いを理解し、個性と人格をお互い尊重すること、2、コミュニケーションを円滑に図る権利は最大限尊重されること、3、手話言語の普及は手話が独自の言語体系と歴史的背景を有する文科的所産であることと理解されること、この3つのポイントを手話言語その他コミュニケーション手段に関しての基本理念として掲げました。

この理念を受けまして、第4条では、関連施策の総合的かつ計画的な推進を市の責務として明記し、第5条において、障害者一人一人が地域の一員として自立した生活を送ることができる地域社会の構築への市民の協力と、第6条では、事業者の合理的配慮に対する役割をそれぞれ定めました。

次のページをお願いいたします。また、第7条におきましては、観光入り込みや災害発生時などを想定し、本市に滞在する障害者に向けた環境整備に努める旨、定めております。具体的な施策の推進につきましては、第8条にありますように、この条例を受けて障害者計画等の関連する計画に調和した推進方針を、障害者団体その他の関係者の意見を聴取して市が定めるとしてございまして、当該推進方針に基づく施策について、予算の範囲内において財政上の措置を行うこととしております。

第9条、コミュニケーション手段を学ぶ機会の提供、第10条、コミュニケーション支援者の育成及び確保、第11条、情報の発信等につきましては、第8条に定める推進方針に定めるまでもなく、本条例の目的を実現するために行うべき基本的事項として、それぞれ定めております。

この条例に関する必要事項は、第12条において市長委任にしております。条例の施行日は平成31年4月1日でございます。

以上、よろしく御審議いただき、御可決いただきますようお願い申し上げます。

○桑田委員長 ありがとうございます。提案理由の説明をしていただきました。

それでは、質疑をお願いいたします。

弓掛委員。

○弓掛委員 市内の聴覚障害者の方の数を把握されていたらお願いしたいのと、これをするによってどの程度の財政的コストがかかるのかを教えてください。

○桑田委員長 渡邊社会福祉課長。

○渡邊社会福祉課長 視聴覚障害者の方の数字ですが、30年4月1日現在で228人となっております。すみません、聴覚障害者の方の数字でした。聴覚障害者の方の人数は195人です。

○桑田委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 この条例に基づく今後のコストでございますけれども、今後、関係者との協議

を踏まえて、推進方針、言うなれば実施計画のような形になろうかと思いますが、組んでまいります。まだその段に行っておりませんので、現在幾らかかるということはちょっと申し上げられませんが、できれば新年度、31年度予算のときに幾らかの、例えば啓発の経費とか、このあたりを上げていければなというふうに思っております。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 まだ決まってないということですが、今の見解で結構ですので、具体的にはどのような啓発になるのか、イメージだけでも教えていただければと思います。

○桑田委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 まず、第1に啓発を行うとなれば、この条例の趣旨について市民の皆様にお知らせする、例えば講演会とか、パネルディスカッションとか、そういった形態ができるのかなというふうに、ちょっと内容的には考えてございます。また、これは経費のかかることではございませんけれども、広報紙等を活用した、現在も進めておりますけれども、連載記事等、とにかく市民の皆様がこの条例の趣旨、または手話言語の普及、そのあたりをしっかりと広報していくことから入ることになろうかと思っております。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 その後のイメージは。

○桑田委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 その後のイメージでございしますが、やはりこの条例が実効性を持つためには、コミュニケーション支援者、要するに手話であれば手話通訳者とか、あるいは、そのほかで行けば要約筆記の方、あるいは視覚障害の方に対する音声の吹き込みボランティア等の拡充というのが、まず必要になってくるのかなというふうに思っております。

○桑田委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 手話言語の実際されている方は、そういった方をボランティアさんにされるのか、そういった事案の方向を出すのか、その人を市役所である程度任用するとか、そういうことなんでしょうか。

○桑田委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 現在も皆様にボランティア等で協力いただいておりますけれども、そういったコミュニケーション支援について、それぞれのボランティアの方々と相談させていただきながら、どういったやり方がいいのかをまた今後考えていきたいと思っております。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 意見交換会をこの条例をつくるためにやりましたが、鈴木議員に言わせると、不満と紛糾でまともになかったということで、三次市とすれば皆さんの意見を聞かず勝手につくったという言い回しだったんだけど、要望書が出ると思うんですが、その要望書、三次市のろうあ協会から抗議文が、ようわかりませんが出ると思うんですが、どういうものが出て、どういうことで紛糾やら不満がたくさん出たんですか、当事者から。

その前に、要望書があれば皆に配ってもらえれば。

○桑田委員長 要望書というか、ろうあ協会からの意見書とかいうのは、出ていましたらそれをいただきたいんですけど。どうでしょうか。

○森本福祉保健部長 それでは、コピーを。

○桑田委員長 来る前に、どういう中身で紛糾したのか、不満やらが紛糾したのかという、この前の一般質問の中で。

森本部長。

○森本福祉保健部長 10月3日に障害者当事者の団体の方々にお集まりいただいて、条例案の考え方を説明させていただいて、それぞれ意見をいただいたところでございます。意見交換、主にはやはりろうあ連盟様が全国的に進めていらっしゃる手話言語条例、本来の意味での手話言語条例単独でやっていただきたいという御意見と、そのほか、三次では手話よりも活発なんですけども、要約筆記等その他のコミュニケーション手段の方々の主張との折り合いがつかないというのが実態でございます。

手話言語条例をもともと進めようとしていらっしゃるろうあ連盟様は、やっぱり手話という歴史的背景に着目した条例にしてほしいという思いがかなり強くございます。私どもとしては、それを含めたコミュニケーション手段について、あらゆるコミュニケーション手段について普及していきたいという条例案にしてございますので、そこがちょっと一致しなかったということでございます。

また、今お配りしますろうあ連盟様からの要望書は、やっぱりろうあ連盟様の進められようとしておられる手話言語条例単独の条例化をしてほしい、そのためにはこの条例から手話言語の普及という部分を落としていただくのはどうかという意見でございます。

この要望書をいただいたのは、今後の課題として捉えてくれという形での受け取りをさせていただいております。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 よその条例案を見ると、条例の前文にろうあ連盟が主張されるように、この手話の歴史的なものやら中身について、皆説明文があって第1条に来るので、三次市の場合、それがありませんよね。それがどうしても要るんじゃないかなというのが1つと、それから、手話言語条例とコミュニケーションと一体化したものにどうしてもしようとするのなら、そこを丁寧にしていかないといけないのじゃないのかなというふうに思うんですが。明石市やらは単独の言語条例というのを本当言うたら要望されとるんでしょうけど、もしこれを手話言語とコミュニケーションを一緒にしようとするのなら、ぜひともこの前文を他の例に則してやるべきじゃないかなと思うんですが、そのあたりはどうですか。

○桑田委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 条例の作り方として、前文が載る条例というのは本来の姿ではないといたしますか、本来の形じゃないというふうに私どもは思っております。確かに今おっしゃるように、ろうあ連盟様の言語条例につきましては、前文に重きを置いて、その歴史的背景を明らかにするという形をとってらっしゃるのは事実でございますけども、私どもがこの条例制定があるなしにか

かわらず、この手話言語についての歴史的背景等は、先ほど申しました今後の啓発活動の中でしっかりと市民の皆様にお知らせしていくようにしてまいりたいと思います。条例上に書かれてないとしても、その辺の精神はしっかりとこの条例の実動の中で果たしてまいりたいというふうに思います。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 どうしてこうなったか、こっちもよくわからんけど、三次市の場合、前文がないというのは、福山にしても廿日市にしても、読んどってんでしょうけど、手話は言語ですということと多様なコミュニケーション手段の確保という両方の前文があって、それで第1条に入っとるわけで、歴史的にそうした問題もあったということも明らかにしながら条例化というのができておるわけで。これは法律じゃけ、やっぱり後の啓発で云々かんぬん言うたらうそになるけ、やっぱり前段に法的にこの条例を出すならこうこう、こうですよということのちゃんとしたものがないと。

議会基本条例も同じです。前文があって、我々つくったわけで、やはり、何で今この時期に議会基本条例をつくって議会改革をしてかないといけんのかということをもまず前文でうたって、条例化、それぞれの目的やら定義を決めていったわけで、それがないと、私ら立法機関とすれば容認できない。こういう中身のちょっと薄いようなもんじゃやっぱりいけんと思うしね。せっかくつくっているのだから、いいものをつくっていつてもらいたい。

○桑田委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 先ほど申しましたように、前文の精神につきましては、実行の中で果たしてまいりたいというふうに思っております。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 実行のところを書き上げてない、これは。よそはちゃんとかうしますというのを1つずつ書いてあるわけよ。今、弓掛委員が質問したように、どういう施策で学習機会の確保をこうしますよ、ああしますよと、聴覚障害者の災害時においてもどうしますよとか、全て書いてあるわけよ。それで、先ほどちょっと出とったように、障害者とコミュニケーション支援従事者の支援もちゃんとやります言いよったね。そういうようなことも、幅広く養成しますとか、そういう具体的なものは曖昧にしかこれには書いてないが、8条とか9条のところへね。やっぱりこれはよそみたいに丁寧に書かんと、何のことやらようわからんよ。

障害者計画を見ても無いでしょう、中身も。どうしますかというような。この条例をもとにいざやろうと、障害者計画の中身を見ても、こんな中身はない。これ、障害者計画の中にどこかにあるんか、私はよう見つけられなかったけど、無い。条例化するだけではつまらん。やっぱり中身のあつものではないと。当事者の意見を聞かないというのは、何といつても一番いけん。

○桑田委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 中身がないというお話でございますけれども、基本的には市としての、この条例に対する取組の方針を、概要を定めたものでございまして、先ほど申しました第8条におきまして、今後関係者の意見を聞いて、推進方針、言うなれば、先ほど申しましたような実施計画ですね。これは障害者団体その他の関係者から意見を聞いて定める、定めなければならないとしており

ます。決して実効性のない条例というふうには思っておりません。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 書いてあるんじゃない。だけどよそはもっと丁寧なんよ。関係者は誰と誰と誰を上げて、それでその協議会をつくるよというところまで書いてあるわけ、条例の中に。そうした具体例も含めて実効性のあるものにせんと、ただつくっただけの条例じゃつまらんよと言っている。曖昧じゃなくて、関係者はこの関係者ですよということまで列挙して、協議会をつくりますと書いてあるわけ、今後の方向も。そういう丁寧な条例でなければいけないと思うんです。

○桑田委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 今、委員おっしゃるような形の条例もございますし、私どものように大枠を定めておる条例もあろうかというふうに思います。基本的には、これは答弁のほうでもさせていただきましても、各先例の条例を見させていただきますと、まずは皆様との議論から積み上げてきたという形が実際多くございました。

ただ、三次市の場合は、まずは三次市としての基本姿勢を示そうというスタンスで条例のほうを出させていただいておりますので、逆にここへ三次市として具体的施策を列記すれば、今後の議論のほうの足かせになるだろうという思いもございます。そういうことで、先ほども申しました第8条の推進方針をつくる中で具体的に考えていこうという組み立てにさせていただいております。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 その方法が間違っていると言っている。よそみたいに何回も準備会やら検討会をやって、それで総意まで行かんでも、大筋合意を得たものが条例化をしていくというのが普通よ。言うたらこれしかないというようなんじゃないけんと思う。法律をつくるほうとすれば、これは容認できん、こんな条例案は。関係者団体とよう協議して、納得のいく条例案の提出というのが必要だと思えます。

○桑田委員長 ほかにありませんか。

保実委員。

○保実委員 単純な質問ですが、手話言語、これらはもう学校教育なんかにも関係するんですか、将来的には。

○桑田委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 この条例に基づきまして、第9条の第2項のほうですけれども、市は幼児、児童及び生徒が手話を言語であることの理解を深めるとともに、コミュニケーション手段を学ぶことができるよう、各学校における学習機会の確保及びその支援に努めるとさせていただいております。実際としては、昨日、鈴木議員に対して教育委員会が御答弁させていただいたように、総合学習の時間というんですか、こちらのほうで手話の実態を見ていただいたりとか、当事者の方の話を聞いたり、そういった時間を何とか確保していくように努めるようになるかと思えます。

○桑田委員長 保実委員。

○保実委員 ですから、学校の授業時間で手話を教えたりということはないんですか。

○桑田委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 よその例では、そういった自治体もあるように聞いておりますけども、まだ三次市の中でそこまで具体的には検討していない、まず、手話は言語であること、これを子供たちから知っていただくという取り組み方になろうかと思えます。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 今、市の職員で何人手話ができるの。

○桑田委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 手話が何人できるかというのは、ちょっと把握はしてございません。

○桑田委員長 竹原委員。

○竹原委員 だから、手話を学ぶ機会の提供をさまざまところでせにゃいけんのじゃろうけど、今言う予算も、予算も人材の確保もしていかないといけんのんで、やはり丁寧な中身の条例案でないといけんと思えますよ。方向性も見えないようでは。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 今ちょっと明石市のことで見させてもらいよったけど、やっぱりかなり丁寧な考えというか、推進計画がどうなんかという、今からつくるんじゃという話だったんですが、やっぱりこれをつくる上でもう少し協議がなされとらないけんかったんじゃないかなというふうな思いがするんですね。明石市の分を見させてもらっても、要約筆記のこともちゃんと書いとるんですね、こういうふうにやっていくんですよというふうなのを。これはただ証明的につくつときゃいいという思いがやっぱり表に出とんかなという思いがするんです。

やっぱり本当にこの条例で、部長の答弁がありました、条例で市の職員も動くし、市民も動くしということなので、やっぱりぱっと見たときに、私らが読んだときに、歴史的と書いてあるけど、何があったんだろうかということしかわからんのでね。やはり皆さんに、本当にこの条例によって、こういうことであって疎外されてきたところがあるんじゃろうというのがわかって、手話いうのをやっていかないかのじゃろうというのは、やっぱり皆さんにわかるように丁寧にやっていくということが必要なかのう。

講演会してみてもだめなんですよ。来る人しかわかってもらえんということに。広報でも全て読んでいかれるかどうかかわからんですけども、やっぱりそこらを気持ちの入った条例にするというところが必要なのかなと。

もう一つは、企業等への、やるというふうに書いてあったけども、どのように啓発していくのかなというのを。やっぱりただ条例つくつときゃええという、なかなか難しさはあろうと思うんですが、やっぱりその中でも障害を持った方が企業で働くためには、企業の中にも手話のできる人を入れるというのかもしれないと思うので、そこらのことはやっぱりわかるようにということがあるんですけども、丁寧な条例というのをつくっていかんといかんのかなと。特に、皆さんから、関係団体から意見が出されていくと、やっぱりどの気持ちを酌んであげるといこうに行ってもらうように。

○桑田委員長 森本部長。



○森本福祉保健部長 先進自治体の条例，特に明石市等の御質疑をいただきましたけども，この条例によると，明石市，先進例で示しておる施策が，阻害されるといいますか，それができなくなるようなスタイルでなく，基本的にはこの条例に基づいて，先進例と同じように施策をしていくと，そのことは推進方針，先ほど言いました実施計画に相当する部分ですね。そちらのほうで反映していくという考え方でございます。

何度も重ねて申し上げますけれども，この条例につきましては，市の基本姿勢を市のほうから示そうということで組んでございますので，気持ちのほうはしっかりと入れてつくっておるというふうに私どもは思っております。

○桑田委員長 横光委員。

○横光委員 この条例の中身に，さような意味合いでとられるということがあったんで，ちょっと言わせていただいたというのがあって。鈴木議員が一般質問でしたというのがあるのはあるので，やっぱり見えてこんということじゃないのかなという意見が多いんですけども。考え方というのはわかるんだけど，やっぱり当事者の方が本当に理解できるような条例でないといけんのかなというふうに思いを1つ持つんですよ。何となく全体的に，強権的に決めたらこれでいくんよ，もう修正しないよというのが見え隠れするところがあるので，やっぱりそこらは柔軟にやっていく必要があるんだなというふうな思いも持ってます。

○桑田委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 今おっしゃったように，それぞれ当事者の方々，それぞれ主張がございませう。それぞれの主張全てを取り入れるかどうかというのはまた別の話でございませうけども，それぞれの主張について，この条例ができたことで排除することはなかろうかと，この条例に基づく施策として，それぞれの主張について取り入れるべきは，施策として進行できるような形で条例は組んでございませう。

○桑田委員長 副委員長はありますか。

○黒木副委員長 市側からの基本姿勢を示されたと言われたんですが，竹原委員の話の中で，やっぱり当事者の意見，思いを条例へ入れることが大切だということと，部長が言われたように，そこで決めて，今度はこれに沿って，当事者の意見を聞きながらされると言われたんですが，ただそれだけ条例にうたってないと，幾ら言葉で言っても，条例にうたってないと，条例でうたってないじゃないか，最後の逃げ口上の一つにもなるんじゃないかと私は考えるんですね。

後で決めると言われるなら，条例に文言が書いてあっても問題はないんじゃないかと。最初から書いておけば，そういう問題は起こらないんじゃないか。それでより良いように，また将来どうしても不都合があれば条例を改定していくという方法が良いんじゃないかと思ひます。

○桑田委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 第8条第2項のほうで，市は推進方針につきましては，障害者団体その他の関係者から意見を聴取して定めなければならない，市にこの義務を課してございませう。この条例に基づく推進方針ということで，推進方針自体に重みをつけた形で整理してございませうので，今御指摘の部分につきましては推進方針のほうで対応できるものと考えております。

○桑田委員長 どういうふうに聞いたらいいのかわからんですけど、結局、今の条例を提案されようとした理由がいつごろ発生したのか、それと、竹原委員も何度も言われていましたが、この説明を先にしてもらった中、ちょっと僕が全部よう把握できてないと思うんですけど、議論というのか、ここへいただいております増田市長宛てのろうあ連盟からのこの意見書がありますけど、何回ぐらいとか、今の話し合いみたいなのは結構されたんですかね。そこら辺はどうですか。

結局、降って湧いたように、じゃあこの議案でお願いしますというような格好に見えるようなところもあるんですけど、いかがですか。

森本部長。

○森本福祉保健部長 この間、議会でも法律の制定に関する意見書を採択されたり、あるいは、議員からの一般質問の中で手話言語条例について御質問いただいたりした経緯がございます。その中で、その条例化の機が熟すのを考えながら、調査研究のほうはこの間進めてきたところでございますけれども、実際といたしましては、広島県下でも、先ほど申しましたようにまだ2自治体しかできてないというのが実情でございます。

そういった中で、これも一般質問の答弁で申し上げましたように、今年6月に三次市で広島県ろうあ者大会、こちらが開催されまして、市長のほうが開催市を代表して挨拶をされ、その中で、市長のほうも早急に手話言語条例、手話言語条例に限るかどうかというのは、また中で検討させてもらうがということでございましたけれども、というふうに答弁され、また、同じく、同時並行でありますけど、6月、市議会のほうで市長のほうで、市として条例制定に取り組む、それもできるだけ早く予算反映できるような形で条例制定に取り組むというふうに答弁させていただいたところでございます。

そういった市の方針に基づきまして、市としての姿勢を示す条例案ということで今回取りまとめ、来年度予算に間に合う形で12月議会のほうへ上程させていただいたという流れでございます。

○桑田委員長 この第2条のところで、(1)で障害者、身体障害者、知的障害者、精神障害者とありますが、そういった方の意見とか、そういったものは全く聞かれてないということですか。だから、市からの基本姿勢でこれを、この条例をつくるんだということになると。

森本部長。

○森本福祉保健部長 この分につきましては、先ほど申しました10月に、それぞれの団体のほうにお集まりいただいて、意見を聞かせていただいたところでございます。

○桑田委員長 その中で、意見というか、返答というか、お話があったのは、この広島県ろうあ連盟から条例名が変更できませんかとかいうのがあっただけで、ほかの団体からは何もなかったんですか。

森本部長。

○森本福祉保健部長 主な意見としては、今、この要望書につながるような形、ろうあ連盟様のほうからは手話言語条例の単独化の御要望、また、そのほかのコミュニケーション手段を使われる方々からは、先ほどありましたような、もうちょっと具体性を書き込んでほしいという、その2つの意見に集約されました。

○桑田委員長 集約すると2つの意見になったということなのですが、それで今の提案を、条例案を今回出されたということになるわけですか。

森本部長。

○森本福祉保健部長 それらの意見をいただきまして、市としての条例化はどのような形がいいのか、内部で検討し、決定させていただいたのが今回の条例案でございます。

○桑田委員長 ほかに。

竹原委員。

○竹原委員 この要望書について、検討はどのようにしたんですか。同じことが今、東広島市で行われよんです。東広島はこれをもとに別々につくるみたいなことに変更したみたいだ。当事者の要望、広島県じゃけね。県内で今後つくるのに、三次市が恥をかかんような条例にしとかんと、やっぱり中身のある、実効性のある条例でないと。廿日市にしても福山にしても、ちゃんと全部、歴史的なことも書いたり、具体例も書いたり、今後つくっていくよその手話言語条例でつくるとすれば、やっぱり見本とならないといけん。ここへ書いているように手話言語条例という、手話ということをとってくれと書いてある要望じゃけね。コミュニケーション条例にしまえという要望でしょう、これは。そういうようなことじゃ、やっぱり我々も認められんよな、これは。どう思いますか。

○桑田委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 この要望書につきましては、もう既に提案させていただいた後のことでございますし、御意見は御意見として何うということでお預かりしたものでございまして、要望書をお持ちいただいた方にもその旨、説明をさせていただいておるところでございます。

基本的には、私ども三次市としては、手話は手話だけ、その他のコミュニケーション手段だけという分け方はしたくないというのが基本の考え方でございます。やるのであれば両方を同等に扱う形で整理をさせていただいたのが、今回の条例案でございます。

○竹原委員 わかってくれるもんかようわからんけど、その手話言語条例でも、コミュニケーションも一緒にしてもええから、丁寧なんのつくらにやだめよと言いよる。一番丁寧なのは、手話言語条例とコミュニケーション条例を2つ、丁寧につくった町もあるけど、全国でいえば200、ここへあるけど、全部その前文、ほとんど、無いところが何ぼあるか知らんけども、前文はちゃんと歴史的なことやら、前文、ほとんどのところが入っている。無いところ、よう見つけんけど、前文をちゃんと書いて、手話言語はこうですよということと、コミュニケーションはこうですよということを列挙して条例化しとるわけで、やっぱりそうした丁寧な条例をつくるべきだというふうに思う。

市長がよそへ出て恥をかかんような条例をちゃんと、せっかろうあ連盟の県の大会があったときにつくりますいうて明言しちゃって、やっぱり実のあるものをつくっていかんといけんと思うよ。

○桑田委員長 ほかにありませんでしょうか。

○竹原委員 担当の副市長は誰かい。

○桑田委員長 森本部長。

○森本福祉保健部長 福祉保健部は高岡副市長です。

○竹原委員 じゃあ、高岡副市長に来てもらい説明してもらおうじゃないの。部長の説明じゃようわからんよ。

○桑田委員長 今。

○竹原委員 今でも昼からでもええから。もう12時になっただけ。

○桑田委員長 それじゃ、午後から一番に高岡副市長に聞いて、おられればということで。それで、その後、市民部のほうをさせてもらいます。

それでは、高岡副市長のほうに確認をとって、日程がとれるようでしたら、午後から一番に副市長のほうからお考えをお聞きして、それで今の審議にさせていただきたいというふうに思います。

○桑田委員長 それでは、午前中に引き続き、今の議案第120号、三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）についての審査をさせていただきます。

お忙しい中、高岡副市長に来ていただきましたので、高岡副市長のほうから提案理由の説明をお願いしたいと思います。

高岡副市長。

○高岡副市長 それでは、このたび議案第120号で御提出させていただきました三次市手話言語の普及及び障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進に関する条例（案）について、午前中、部長のほうの説明したと思いますが、重複する部分はあろうかと思いますが、はしょって説明をさせていただきたいというふうに思います。

このたびの条例案、議会のほうで全会一致で採択していただいたこと、あるいは、この中で差別解消のところを整理したこと、さらに関係団体のほうからの御要望をいただいている、そういったところを含めまして、手話が言語である、そういったことの普及、さらには手話がおできにならない方がコミュニケーションの手段として、そういったさまざまなものを利用促進していきたい、そんな環境をつくっていかうという三次市としての方向性、考え方をお示しする、最終的に具体的な計画等については関係団体の皆様の御意見を聞く中で、推進計画をつくっていかうというものでございます。

具体的には、第1条の中で設けていくとして、手話は言語であるとするところの普及であります。さらには、障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用促進ということを含めまして、さらに、定義の中ではそれぞれの解釈をさせていただき、基本理念の中で、1行でございまして、手話が言語であることの普及、多様なコミュニケーション手段を選択できる機会の確保は、障害者と障害者以外の者が相互の違いを理解し、その個性と人格を互いに尊重することを基本として行わなければならないという基本理念を定めさせていただいております。

そうした上で、市の責務、市民の皆さんの役割、事業者の皆さんの役割、滞在者等への対応、そして、施策の推進には、先ほど申しましたとおり、障害者団体、その他の関係団体からの意見を聞

く中で推進計画を定めさせていただきますし、具体的な政策についての御意見を聞く中で構築をさせていただきたいということでございます。

その上で、コミュニケーション手段の機会の提供などもあると思いますし、その他支援者の方の育成であるとか確保、さらには情報の発信、こういったものを定めたのが今回の条例でございます。一般質問のときにも御答弁させていただきましたが、市としての基本的な考え方というか、そういったものを定めたのが今回提案させていただいております条例案でございますので、具体については、今後関係団体等の意見も聞く中で推進計画を定め、本当の意味で、こういった障害をお持ちの方々にコミュニケーションのとりやすい環境と育成、そういったものを行っていきたいというのが本条例の提案の趣旨といたしますか、考えでございますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは、今、高岡副市長のほうから説明をいただいたんですが、質疑はありますか。

竹原委員。

○竹原委員 この条例案に反対しているわけじゃないんです、誰もね。ただ、もう少し丁寧にやるべきだし、今、副市長が言われたように、関係者からもよく意見を聞いてやられたほうがいいんじゃないかということで、一回取り下げて、中身の濃い分で、ぜひとも我々も賛成できるような中身にしていただければというふうに思うんですが。

○桑田委員長 高岡副市長。

○高岡副市長 竹原委員のほうから今御指摘いただきました、こういった経過も確かにございますし、正直言って関係団体の方も一本化されているという状況じゃないところもございますので、丁寧にこの条例を提案すべきだという委員会としての総意をいただくということであれば、私とすれば、本当にちょっと重たいことなので、一度持ち帰りをさせていただきたいというふうに思います。

○桑田委員長 じゃあ、十分検討してもらい、またお願いしたいと思います。委員会でそういう意見が出たということで。

高岡副市長。

○高岡副市長 今、常任委員会としての意見というふうに承りましたので、非常に重たく受けとめておりますし、一度提案させていただいた条例の重みみたいなものをひしひしと私、感じておりますので、この場でこのようにということを、申しわけないんですが、申し上げられないので、一旦持ち帰らせていただきまして、またそういった私どもの考えをお示しさせていただく場を与えていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○桑田委員長 よろしくお願いをいたします。

それでは、次は、子育て・女性支援部、市民部に入ってください、議案第130号を審査したいと思います。

(執行部入れかえ)

○桑田委員長 それでは、議案第130号、三次市ひとり親家庭等医療費支給条例及び三次市重度

心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（案）を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

稲倉部長。

○稲倉市民部長 それでは、議案第130号の説明をいたしますけれども、この条例の一部改正議案は子育て・女性支援部と市民部、両部にまたがったの所管でございますけれども、この条例案に關しまして、私のほうで一括して御説明をさせていただきたいと思ひます。説明は着座にてさせていただきます。

説明は主に、資料としてお配りいたしておりますものを主に使わせていただきまして、ところどころ新旧対照表で紹介しながら説明をさせていただきます。まずは資料のほうをご覧いただきたいと思ひます。

まず、改正の主旨でございますけれども、平成30年7月豪雨災害の被災者の支援策といたしまして、広島県におきましては、福祉医療公費負担事業費補助金交付要綱の規定によりまして、従来であれば所得の制限などによりまして、ひとり親家庭等医療費受給対象、もしくは重度心身障害者医療費助成対象とならない者について、当該補助金交付要綱の一部を改正することを踏まえまして、一定の災害を被った者の所得要件が廃されて、新たに助成対象者とする措置が講じられたところでございます。このことに伴いまして、三次市の関係条例でございます、三次市ひとり親家庭等医療費支給条例及び三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正するものでございます。

2の改正の内容でございますけれども、ここの説明につきましては、新旧対照表を見ていただくほうがわかりやすいと思ひますので、こちらのほうをご覧いただきたいと思ひます。

この条例案の第1号では、三次市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正ということで提出してございますけれども、第1号のところ、この新旧対照表は、左側の部分が改正案でございます、アンダーライン、下線部分が改正の中身でございます。

まず、第3条、これは受給資格者を規定したものでございますけれども、第1項については省略しております。これは受給者に該当する者を規定しておりますものでございますけれども、この第2項で、その前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としないうのが従来の条例でございましたけれども、ここに、ただし書き以降を加えるというものでございます。「ただし、第2号に該当する者が、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害を受けるなど、特別な事情があると市長が認めた場合は、この限りでない」、つまり、受給資格者とするというんだよというふうな規定でございます。

第2号ですけれども、第2号には、これは割愛してございますけれども、対象児童でありますとか、その他対象児童を現に扶養している配偶者等に前年度分の所得税が課せられている者、それぞれ載せられている者につきましては、受給対象者から、資格者から除外するというのが従来でございましたけれども、このたびの被災をされた方につきましては該当者とするんですよというふうな改正の内容でございます。

次、第2条でございます。これは三次市重度心身障害者医療費支給条例の改正ということですが、この第4条、これは医療費の支給について規定をしたものでございますけれども、その第3

項、同様に読み上げますと、医療費は次の各号のいずれかに該当する場合は支給しない、除外規定を規定しておる条項でございますけれども、これにもただし書きがございます。「ただし、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害を受けるなど、特別な事情があると市長が認めた場合は、この限りでない」ということでございますけれども、その第3項の第1号、第2号で、所得制限を設けたものでございます。規定する額を超える場合には所得制限によって医療費は支給しないんだよというふうなことが従来でございまして、ただし、その者であったとしても、一定の被害を受けた者については医療費を支給しますよというのが改正の内容でございます。

また、最初の資料のほうにお戻りいただきたいと思っておりますけれども、3のところでございます。今回の改正条文の文言でございますけれども、これは参考としてございます広島県の補助要綱の改正部分でございますけれども、これを引用しております。広島県の補助要綱の改正部分は、「ただし、震災、風水害、火災、落雷その他これらに類する災害を受けるなど、特別な事情があると市長が認めた者は、この限りでない」ということございまして、この特別な事情については、知事が別に定めるとしてあります。

次は、4のところ、知事が別に定めた特別な事情について規定がありますけれども、県から8月24日に通知が来たものでございます。それによりますと、特別な事情というのは、「住家の全壊・半壊、全焼・半焼、またはこれに準ずる被災」ということございまして、このたびの7月豪雨災害で言いましたら、三次市の罹災証明の凡例で言いましたら、浸水被害で言いましたら床上浸水、半壊でございますけれども、これ以上の被害を受けた者については特別な事情に当てはまるというふうなことでございます。

次の4番でございますけれども、これは制度対象者の現在の状況等をお示しさせていただいております。平成30年度の当初時点でございますけれども、まず、ひとり親家庭等医療費につきましては、受給者数が853人、311世帯でございます。非該当者数は314人で126世帯でございます。このたび、7月豪雨災害の被災者で今回の条例改正によって新たに助成対象となる者はございません。つまり、床上浸水以上の被害を受けた方は非該当者の中にはおられませんということでございます。

2番といたしまして、三次市重度心身障害者医療費の受給者数が1,734人、非該当者数は43人でございまして、これも同様に、このたびの7月豪雨災害では、非該当者の中には床上浸水以上の被害を受けた方がおられませんという中身でございます。

この改正案については、公布の日から施行させていただきたいと思っておりますし、適用につきましては、2つの条例ともに平成30年度分の医療費の支給から適用したいとすることでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○桑田委員長 ありがとうございます。それでは、質疑をお願いいたします。

横光委員。

○横光委員 今回の条例改正で対象者はいないということですが、今後、火災等があったりなんかしたときには対象になるということですね。

○桑田委員長 稲倉部長。

○稲倉市民部長 今、委員が言われたとおりでございます。今回の受けた災害に特化したものではございませんので、これから以降についてもこういった災害があった場合には、県も要綱を変えておりますし、三次市も条例改正しますので、速やかなそういった支援策がとれるというふうなことでございます。

○桑田委員長 今回はないけども、もし万が一、またここに書かれた方がもし対象になられた場合はそうなるということですね。

ほかにありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 以上で議案第130号の審査を終わります。

市民部と子育て・女性支援部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○桑田委員長 それでは、採決のほうに移らせていただきたいと思います。

それでは、お手元に配付の常任委員会の審査報告書に沿って議案ごとに討論、採決を行いたいと思います。

議案第120号から順に討論、採決をしたいと思います。

これより、議案第120号について討論を行います。

討論願います。

○竹原委員 可決、否決、修正しかないんですが、これには。継続ということで、130号については。やはり十分中身のいいものに、誰も反対はしよらんので、中身のいいものにするように、行政にも要望したり、我々もいろんな意見を聞きながら、継続したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

○桑田委員長 その他、御意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは、この議案第120号については、採決は行わず、継続審査にさせていただくということよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 それでは次に、議案第130号について審査をしたいと思いますので、討論をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第130号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決しました。

以上で採決を終わります。

次に、委員長報告についてなんですけど、今回の議案の報告に付すべき意見をお願いしたいんです



が。

竹原委員。

○竹原委員 今言いましたように、いいことなので、議案第120号はいいことなので、ぜひとも市民からも賛同を得られるように、中身のいいものに、審査するために継続にして、皆でええもんをつくっていきましょうということをつけてもらえればというふうに、意見を。

○桑田委員長 竹原委員のほうから、今そういうような意見があったんですが、ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 なければ、今の御意見をつけ加えさせていただきます。

委員長報告の案の作成につきましては、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○桑田委員長 では、そのようにさせていただき、後日タブレットに入れさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

平成30年12月13日

教育民生常任委員会

委員長 桑 田 典 章